

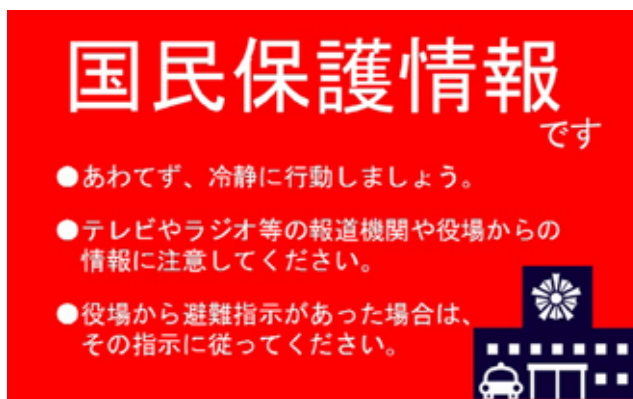
告知端末機の電源は入っていますか？

告知端末機には、役場等からのお知らせだけでなく、緊急地震速報やJアラート*等の国民保護情報も配信されます。

電源が入っていないと、命を守るための大切な情報を受け取ることができません。いま一度、皆さまの住宅に設置されている告知端末機の電源が入っているか、ご確認をお願いします。



告知端末機



告知端末機に配信される国民保護情報

告知端末機は、幌延町からの貸与品で、幌延町の財産です。引っ越し等で住宅を退去された後も、告知端末機一式は次に入居される方が使用しますので、撤去しないでください。

また、住宅を解体するときは、告知端末機一式を撤去しますので、事前に役場総務財政課総務グループまでご連絡をお願いします。

*Jアラート：全国瞬時警報システム

弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星および地上回線を用いて国から送信し、市町村の住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

木造住宅耐震診断、耐震改修補助制度をご活用ください

町では、昭和56年以前に建てられた木造住宅を対象に、地震に対する強度を測るための「耐震診断」と、耐震診断の結果補強工事が必要となった場合の「耐震改修」の費用に対する補助制度を設けています。

※「幌延町定住促進持家住宅建設等奨励補助金」と併用できます。

●補助の対象となる住宅

診断 昭和56年5月31日以前に建築または着工された木造住宅、共同住宅、店舗併用住宅

改修 耐震診断の結果、総合評点1.0未満と診断された木造住宅、共同住宅、店舗併用住宅

●補助金を受けることのできる方

診断 補助対象住宅を所有または賃借していて、その住宅に居住する方

改修 補助対象住宅を所有する方

●補助金額

診断 費用額の2分の1以内（限度額10万円）

改修 費用額の2分の1以内（限度額100万円）

※上記いずれの補助金額も、高齢者および障がい者世帯は3分の2以内

※共同住宅は、3分の1と独立して住居用途に供する部分の数に20万円を乗じて得た額のいずれか低い額（限度額100万円）

幌延町役場前掲示場の移設について

町の掲示場は、幌延町役場前と問寒別出張所前に設置していますが、幌延町役場前の掲示場は、老朽化等により倒壊の危険性が高まっていました。

このため、9月16日に、役場前の掲示場を役場庁舎正面玄関前の右側壁面に新たに設置し、旧掲示場については撤去しましたのでお知らせします。



新掲示場

お問い合わせ先：総務財政課 総務グループ 電話：5-1111 告知端末機：5-8811